

『職場と生活に憲法を活かす』講座を概観して

弁護士 内田 雅敏



1 はじめに

本講座は、2013年10月号から2014年12月号までの15ヵ月にかかるものである。この1年間の間に、憲法を巡る情勢は、以下に述べるように大きく変わった。

- ① 2013年12月14日に、「知る権利」に対する重大な侵害となる特定秘密保護法の成立。
- ② 同年12月26日、安倍首相は、靖國神社参拝を強行し、中国、韓国らアジア諸国は勿論のこと米国、欧州諸国からも厳しい非難を受けた。
- ③ 翌2014年7月1日の集団的自衛権

行使容認の閣議決定。

いずれも、憲法上の疑義について十分な説明もないままに、多くの国民の反対の声を無視して強行された。①は、「知る権利」を中心とした市民の基本的人權に対する大きな制約となるものであり、③は、専守防衛といふこの国の防衛政策の根底を覆すものである。

この二つは別個なものでなく連底している。それは米国の要求による、日本の防衛政策の転換、日米安保条約のより効率的な運営、具体的には、自衛隊、とりわけ、海自、空自を米軍の補完部隊として、より積極的に活用することであり、そのための防衛機密保全の強化である。もともとこの機

密保護については、米国の求めているのは、防衛・外交に関するものであったが、安倍内閣はこれに、治安、対テロ関係を加えるなど、この政権の強権的な性格を露骨に示している。

このことは先に成立した第二次安倍内閣の閣僚の顔触れからも明らかである。またこの間、武器禁輸原則の緩和も閣議決定され、日・米・英・仏の防衛産業界間の協力も進められている。

③については後に詳述するが、中国、韓国を挑発し、閣議決定にいう「我が国を取り巻く安全保障環境の変化」を安倍首相自ら作り出そうとしているものである。



イージス艦、P3C対潜哨戒機等を活用せよと迫るアーミテージレポート
それは集団的自衛権行使の容認、改憲などを求めたものである

2 2000年10月の

アーミテージレポート

2000年10月、米国のアーミテージ
国務副長官らによる報告書「米国と日本」:

成熟したパートナーシップへ、いわゆる
アーミテージレポートが公表された。同リ
ポートは、日米関係は、米英関係と同じよ
うに、すなわち日本は東洋の英国たれと述
べた上で、日本の防衛政策に柔軟性を持た
せることを求めた。

すなわち、イージス艦、P3C対潜哨戒
機、F14戦闘機等をもっと活用せよとし、
集団的自衛権行使の容認、改憲など、日本
の防衛政策の根本的変更を求めた。アーミ
テージレポートを受け、2001年3月
23日自民党国防部会報告書「わが国の安
全保障政策の確立と日米同盟」が作成され
た。

同報告書はアーミテージレポートの情勢
分析をそのまま引用した上で、①日米同盟
日米安保体制の強化、②武器禁輸原則の緩
和、防衛産業の育成、③集団的自衛権行使
は許されないとする政府見解の見直し、④
日米における軍事情報交換を進めるために
機密保護法の制定等々を謳った。

今、1で述べたこの1年間の動きを見る
とき、アーミテージレポート、自民党国防

部会報告書で述べた通りの展開となってい
ることがよく分かる。

3 憲法の前に、まず

日米安保ありきの外務官僚

日本の戦後は、サンフランシスコ講和条
約の発効した1952年4月28日から始
まるといわれるが、サ条約は、日米安全保
障条約とセットであった。戦後日本の法体
系は、戦争を放棄した日本国憲法と米国と
の軍事同盟を謳った日米安保条約という、
本来相容れない二つの法体系の奇妙な同居
であり、後者による前者の空洞化の歴史で
もあった。しかしこの空洞化の歴史の中で
どうしても越えることが出来なかったのが、
集団的自衛権行使を容認せずという壁であ
った。

集団的自衛権行使を容認せずという壁を
乗り越え、自衛隊を海外で展開させ、国連
安全保障理事会の常任理事国となること、
これが外務官僚の悲願である。



イラク戦争。集団的自衛権行使容認で日本も米国の戦争に・・・

4 集団的自衛権行使容認

となるかどうなるか

(1) 憲法上の制約から解放された

日米安保

「解釈改憲」により集団的自衛権行使容

認となると、文字通り日米安保が憲法より優位に立つことになる。日米安保条約は、第3条 自衛力の維持発展、第4条 事前(随時)協議、第5条 日本国の施政権下にある領域への攻撃に対する共同防衛、第6条 極東の平和と安全のため米軍への基地の貸与、等々とする軍事同盟であるが、第3条、第5条はいずれも、「憲法上の規定に従うことを条件として」という制約が付されている。この憲法上の制約というのは、日本が個別的自衛権は有するものの、集団的自衛権の行使はできないということから来る制約である。「解釈改憲」による集団的自衛権行使の容認は、日米安保条約を、これまでであった「憲法上の規定に従うことを条件として」という制約から解放し、同条約が文字通り憲法を超越した存在 — 外務官僚らの理解と一致 — となることを意味するものである。

具体的にはどういう事態が生ずるか。それは過去の事実を照らして見れば明らかとなる。①大量破壊兵器の存在、②国際テロ組織アルカイダとの関係、という虚偽な

『情報』によりブッシュ(ジュニア)大統領によって始められたイラク「戦争」、あるいはアフガニスタン攻撃当時、日本の自衛隊に集団的自衛権の行使を許さずという制約がなかったとしたら、日本の自衛隊は間違いなく、戦闘部隊として現地に派遣されており、隊員に死者が出ていたであろう。

憲法上の制約から解放された自衛隊は、米軍と一体となり、事実上米軍の指揮下に置かれ、使用されることになる。政府は、前記集団的自衛権行使容認の閣議決定を経て、日米ガイドラインの改訂作業に入っている。伝えられるところに依れば政府は、10月8日発表された「ガイドライン中間見直し報告」は、従来あった①平時と③日本有事の中間として位置づけていた②周辺事態を廃止し、①と③をつなぎ、「日本の平和と安全の切れ目のない確保」を計るとしている。

そして1999年、小淵内閣において成立させた周辺事態法を廃止し、新たな対米支援法を作るという。集団的自衛権行使容認がなされた以上、「周辺事態」とか「後

◆みんなの学習講座

方地域」という目くらしは、もはや不要というわけである。

(2) 自衛隊の編成装備の拡充

集団的自衛権行使容認により、自衛隊が米軍と一体となつて、しかも地理的な制約も取り払われ、中東はもちろん、地球の裏側まで出かける「外征軍」となる以上その編成装備も、専守防衛自衛隊とは変わつて来るのは当然である。具体的には、長距離爆撃機、攻撃型ミサイルなど「制服」は、「あれも欲しい、これも欲しい」等いう事になるであらう。

5 国内的な人権制約

(1) 特定秘密保護法

米軍と一体となつた自衛隊の活動を保障するために、国内において様々な人権制約がなされるようになるのは歴史の教訓でもある。当面する問題としては、本年12月10日施行されるといふ特定秘密保護法で

ある。この法律はもともと米国の強い要求による外交、防衛機密に関するものであつたところ、安倍内閣はこれに治安的な側面を加味して国民の反対を押しきつて、強硬に成立させたものである。

「何が特定秘密かそれは秘密です」と揶揄されるように秘密の範囲が無限定で、きわめて恣意的に運用される恐れが強く、しかも「秘密漏えい」させた者に対して重罰を課するというものであり、民主主義社会の根幹をなす表現の自由、報道の自由、取材の自由等が侵害される。

2014年7月24日、国連自由権規約委員会は、日本の特定秘密保護法について秘密の範囲が広くて曖昧であること、秘密指定に関して一般的な条件を含んでいないこと、ジャーナリストや人権擁護の活動に深刻な影響を及ぼし得る重罪を課していることに関して、自由権規約19条に抵触しているとして、懸念を表明した。

本講座第6回も、憲法第21条の「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」を取り上げ、自民

党の改憲草案が、前記原則を掲げながら、その2項において「前項の規定にかかわらず、公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは認められない」と例外規定を設けることによつて、原則と例外の逆転が生ずる恐れを指摘している。

公益、公の秩序を害するものであるかどうかをだれが判断するのか。この点に関して本講座は、石破自民党幹事長(当時)の「デモはテロ」発言を取り上げている。

(2) 個人の尊重

本講座第4回は、憲法第13条「個人の尊重」を取りあげ、生きる権利、しあわせになる権利という観点からいじめの問題に取り組むことの重要性を指摘している。

館山市内の中学2年生が、運動会の日、汚れたカバンを持ち、パンクさせられた自転車をとほと押しつけて帰ってきて、その4日後に「もうこの世につかれました。ずっと見守っています。おじいちゃんと一緒に・・・さようなら」と書き残し13年の

生涯で自らの命を絶つたという話は本当に胸が痛む。

原発被害の放置も深刻な問題である。今なお、多くの被災者が仮設住宅で暮らしており、本年9月11日東京新聞によれば原発関連死は910人に達しているという。

これは憲法13条が謳う個人の尊重に違反すると同時に憲法25条が規定する健康で文化的な生活をする権利にも反するものである。安倍政権はこのような状態を放置しながら、あるうことか原発輸出のために積極的な「外交」を進めている。これは本講座も指摘するように、個人の尊重、幸福追求権を保障した憲法13条に反するものである。

『職場と生活に憲法を活かす』本講座は、当然のこととして、職場におけるいじめ、配転、賃金カット、リストラ、正社員、非正規社員の区別とその拡大などの問題について論じている。これは憲法13条の問題であると同時に、第27条「勤労の権利」にも反するものである。安倍政権は、更に残業代ゼロ、解雇自由特区等の創設につい

ても検討中である。労働基準法の規定を無視したこのような「特例」は、いったん認められると、必ずこれが一般化されることになる。「在特会」(在日特権を許さない市民の会)による「ヘイトスピーチ」も重大な人権侵害である。この酷さは国際的にも注目されている。インターネット上での「匿名」による個人に対する執拗な誹謗中傷にどう対処すべきか。

「個人の尊重 幸福追求の権利」これがその憲法の目的であり、憲法の臍である。しかし、前述したように、現状は学校においても、職場においても、この権利が形骸化されているのが実情である。

(3) 思想及び良心の自由

本講座第5回は憲法第19条「思想及び良心の自由はこれを侵してはならない」を取り上げ、学校現場における「国旗・国歌」の強制による人権侵害について述べている。もともと、この法律が制定された時小淵内閣は、強制はしないと明言していたにもかかわらず、現実には、懲戒処分を背

景とした強制が日常化している。

6 靖國問題

首相らの靖國参拝は、国内的には、憲法20条の「信教の自由」「政教分離」として語られて来た。しかし靖國問題の本質はそこにあるのではない。

2013年12月26日安倍首相の靖國神社参拝に対しては、中国、韓国などの近隣アジア諸国は勿論のこと、米国、欧州からも批判が起きた。米国は、「失望した」とまで述べた。

靖國神社は戦後世界の平和秩序に反し、且つ、また歴代の日本政府の公式見解である、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し」(憲法前文)と真逆な「聖戦」史観に立脚する。靖國神社は、天皇の兵士の戦死者の「顕彰」を目的として作られた宗教的軍事施設であった。同神社が、伊勢神宮、熊野神社、出雲大社らと比べ、新参者であ

◆みんなの学習講座



「聖戦」史観に立脚し、憲法の平和主義の真逆に位置する「靖国神社」

った。にもかかわらず同神社が、他の宗教施設を凌駕する存在であり得たのは、同神社が戦死者の魂を独占しているという「虚構」があつたからである。

戦死者の魂の独占という「虚構」を維持するためには、一人の戦死者の魂も逃がさないことが必要である。かくて、戦死者の・遺族の意向に関係なく、無断合祀がなされる。無断合祀による戦死者の魂独占の「虚構」これこそが、靖国神社の生命線である。

ある。戦死者を「護国の英霊」として顕彰するためには、戦死者が戦った戦争が「正しい戦争」でなければならぬ、不義の戦争での戦死者を「護国の英霊」として祀ることは出来ない。だから南京大虐殺も従軍慰安婦の「強制」もなかったとされる。靖国神社は、「聖戦」史観を放棄できない。なぜなら、放棄した瞬間に、同神社は靖国神社でなくなってしまうからである。

このように、靖国神社参拝は国内的には憲法20条「信教の自由」であつたとしても、国際的には歴史認識の問題であること、を理解しなくてはならない。

7 結語

本講座を概観して思うことは、現在発表されている自民党の改憲草案は、これまでこの党が出てきていた改憲草案とは全く異質なものだということである。確かに、自民党は改憲を党是としてきた。しかし、これまでの改憲案は、立憲主義を前提とし、

天賦人權説に立脚するものであつた。ところが憲法改正手続条項である96条の要件緩和、各種人權に対する「公益」「公の秩序」を理由とする制限規定による原則と例外の逆転現象、これらは立憲主義、天賦人權説の否定である。天皇を戴く国家も同様である。そして2014年7月1日の閣議決定による集団的自衛権行使容認である。

社会学者の上野千鶴子氏は、2014年10月8日比谷野外音楽堂で行われた日本弁護士連合会主催の集団的自衛権行使容認の閣議決定に反対する集会において「7月1日は壊憲記念日、来年は戦後70年、我々は戦後をずっと生きてきた。この戦後を戦前にはならない」と訴えた。私たちは過去と未来に対する責任がある。

(うちだ まさとし)

